



経済・府政記者クラブ資料配布

京都労働局 発表

令和7年7月25日（金）

担  
当

京都労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 齋藤 寛 孝

労災管理調整官 滝本 豊 晴

電話 075-241-3217（内線231）

報道関係者 各位

### 令和6年度「京都労働局における過労死等の労災補償状況」

～脳・心臓疾患の請求件数は30件で、前年度比0.86倍

精神障害の請求件数は107件で、前年度比1.09倍～

京都労働局における令和6年度の「過労死等<sup>※</sup>の労災補償状況」を取りまとめましたので公表します。

※ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

#### 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

- (1) 請求件数は30件（全国7番目）であり、前年度の35件（全国9番目）より5件減少した。しかし、令和4年度以前との比較では高止まりの状況となっている。【表1-1】
- (2) 支給決定件数は6件で、前年度の11件より5件減少した。【表1-1】  
時間外労働時間別の支給決定件数は「80時間以上～100時間未満」が3件、「60時間以上～80時間未満」、「120時間以上～140時間未満」及び「160時間以上」が各1件であった。【表1-5】
- (3) 業種別の請求件数は「卸売業、小売業」5件、「運輸業、郵便業」及び「医療、福祉」が各3件の順に多い。支給決定件数は「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」が各2件、「製造業」及び「医療、福祉」が各1件であった。【表1-2】
- (4) 職種別の請求件数は「専門的・技術的職業従事者」6件、「輸送・機械運転従事者」4件、「サービス職業従事者」及び「運搬・清掃・包装等従事者」3件の順に多い。支給決定件数は「販売従事者」及び「輸送・機械運転従事者」が各2件、「専門的・技術的職業従事者」及び「生産工程従事者」が各1件であった。【表1-3】
- (5) 年齢別の請求件数は「60歳以上」が16件、「50～59歳」及び「40～49歳」が各6件の順に多い。支給決定件数は「60歳以上」が3件、「40～49歳」が2件の順であった。【表1-4】

- (6) 就業形態別の決定件数は「正規職員・従業員」21件、「パート・アルバイト」5件、「契約社員」2件の順であった。支給決定件数は「正規職員・従業員」が5件で最も多かった。【表1-6】

## 2 精神障害の労災補償状況

- (1) 請求件数は107件（全国10番目）であり、前年度の98件（全国10番目）に比べ9件（1.09倍）増加し、過去最高となった。【表2-1】
- (2) 支給決定件数は46件であり、前年度20件に比べ26件増加し、過去最高となった。【表2-1】
- 支給決定件数を出来事別にみると「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」15件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」8件、「セクシュアルハラスメントを受けた」3件の順に多い。【表2-7】
- (3) 業種別の請求件数は「医療、福祉」が38件で前年度に続き最多、「卸売業、小売業」17件、「製造業」11件の順に多い。支給決定件数は「医療、福祉」20件、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」及び「宿泊業、飲食サービス業」各4件の順であった。【表2-2】
- (4) 職種別の請求件数は「専門的・技術的職業従事者」が34件で前年度に続き最多、「事務従事者」18件、「サービス職業従事者」16件、「販売従事者」11件と続く。支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」17件、「サービス職業従事者」10件、「事務従事者」7件の順であった。【表2-3】
- (5) 年齢別の請求件数は「40～49歳」及び「20～29歳」が28件、「50～59歳」が24件、「30～39歳」が20件の順に多い。支給決定件数は「40～49歳」が15件、「30～39歳」が12件、「20～29歳」が11件の順であった。【表2-4】
- (6) 時間外労働時間別の支給決定件数は、「40時間以上～60時間未満」が5件で最も多かった。【表2-5】
- (7) 就業形態別の支給決定件数は「正規職員・従業員」が自殺事案1件を含め34件であった。他の就業形態では「契約社員」及び「パート・アルバイト」が各5件であった。【表2-6】

表1-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳・心臓疾患	請求件数		26	21	18	35	30
	決定件数		20	15	15	29	30
	支給決定件数 (認定率)		4 (20.0%)	4 (26.6%)	3 (20.0%)	11 (37.9%)	6 (20.0%)
うち死亡	請求件数		4	0	3	8	5
	決定件数		4	1	0	9	6
	支給決定件数 (認定率)		0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33.3%)	1 (16.7%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

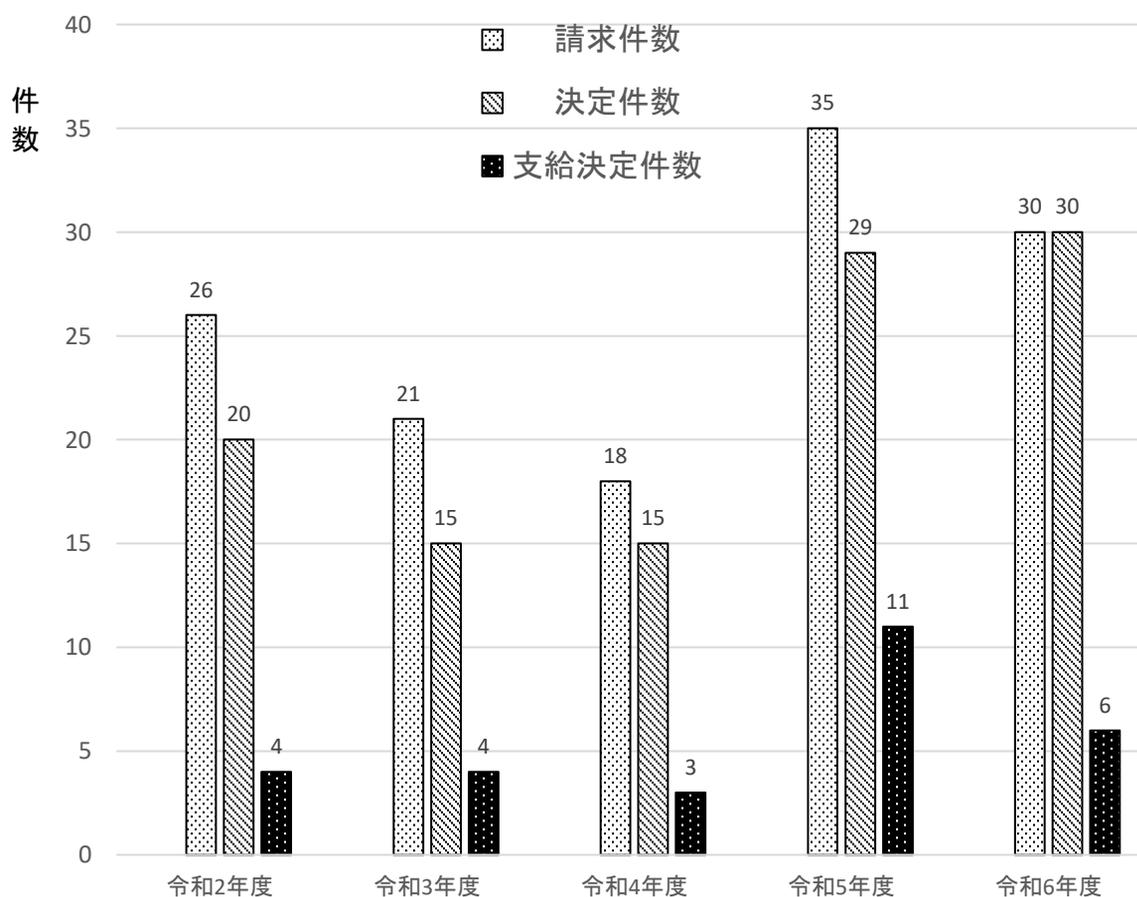


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	令和5年度			令和6年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業		0	0	0	0	0	0
製造業		6	6	3	2	5	1
建設業		2	4	0	2	0	0
運輸業、郵便業		7	3	2	3	3	2
卸売業、小売業		5	7	3	5	7	2
金融業、保険業		0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業		0	0	0	2	1	0
医療、福祉		9	3	1	3	6	1
情報通信業		0	0	0	0	0	0
宿泊業、飲食サービス業		0	0	0	2	0	0
その他の事業(上記以外の事業)		6	6	2	11	8	0
合計		35	29	11	30	30	6

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

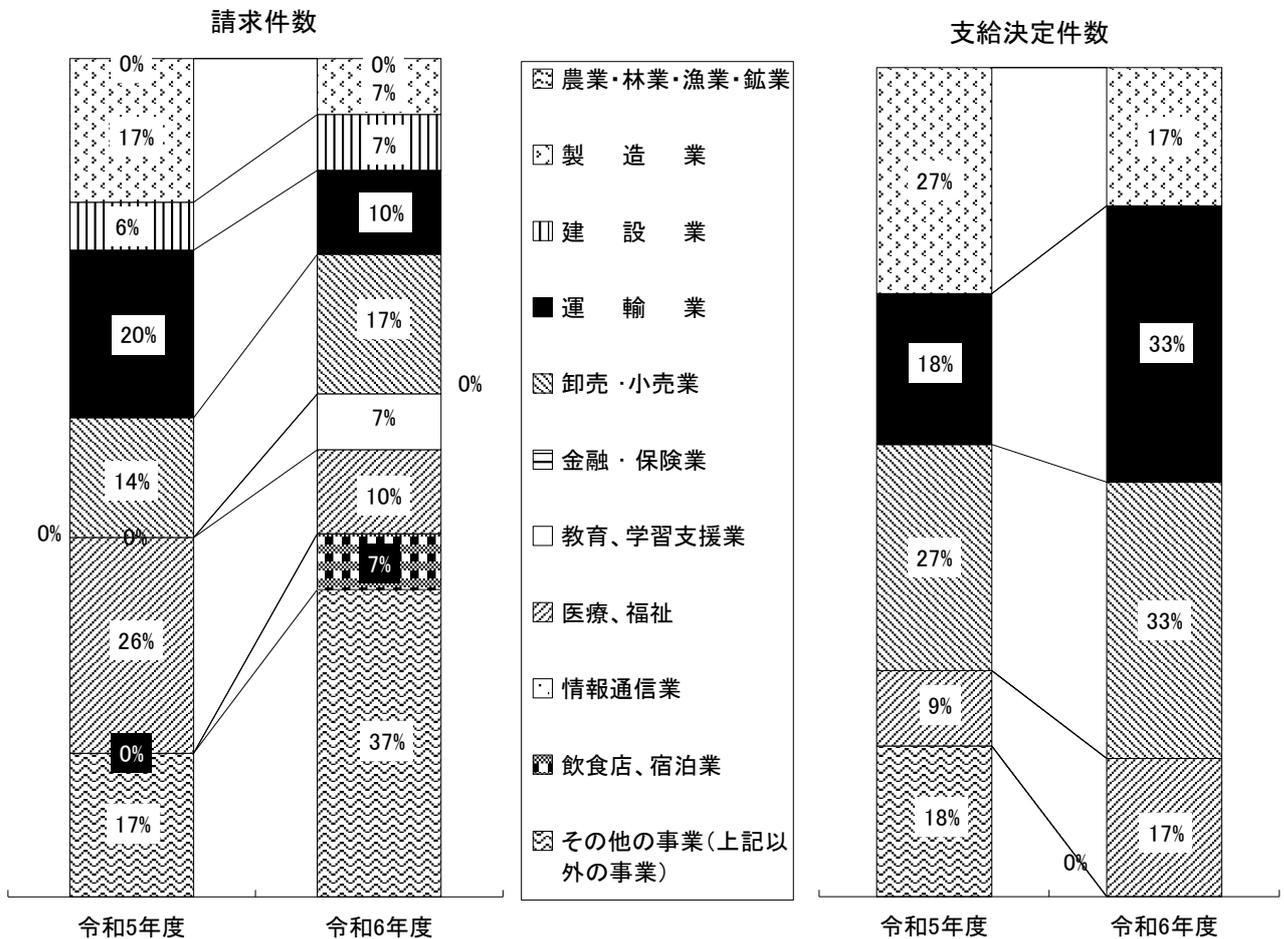


表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

職 種	年 度	令和5年度			令和6年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		8	5	1	6	5	1
管理的職業従事者		1	1	0	1	1	0
事務従事者		1	1	0	1	1	0
販売従事者		4	4	1	2	7	2
サービス職業従事者		2	2	1	3	2	0
輸送・機械運転従事者		7	5	4	4	7	2
生産工程従事者		3	4	3	2	3	1
運搬・清掃・包装等従事者		6	4	1	3	2	0
建設・採掘従事者		1	2	0	2	0	0
その他の職種(上記以外の職種)		2	1	0	6	2	0
合 計		35	29	11	30	30	6

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図1-3 職種別構成比

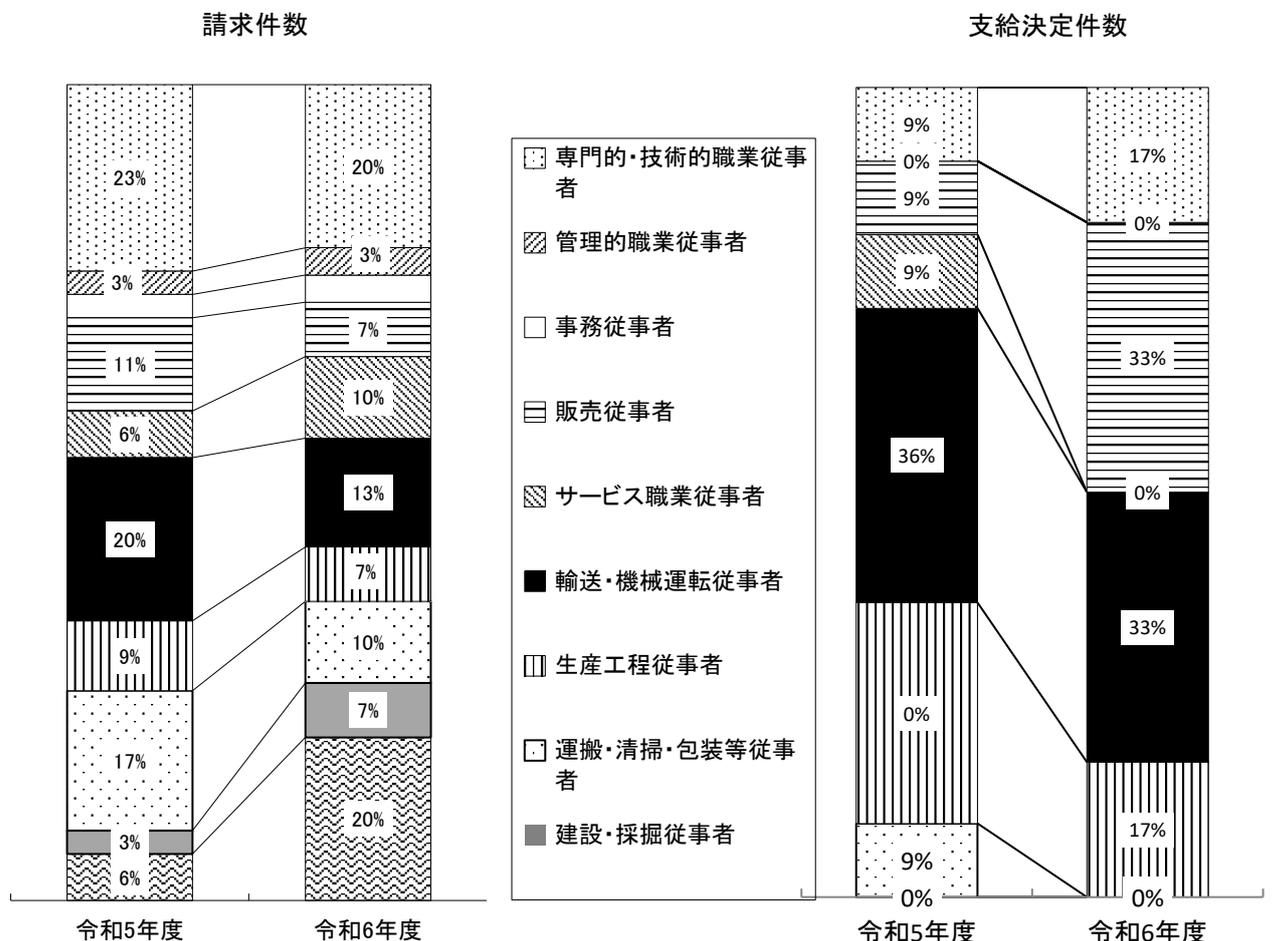


表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	令和5年度				令和6年度			
		請求件数		支給決定件数		請求件数		支給決定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下		0	0	0	0	0	0	0	0
20～29歳		0	0	1	0	0	0	0	0
30～39歳		1	1	2	2	2	1	0	0
40～49歳		8	2	2	0	6	2	2	1
50～59歳		11	2	4	0	6	1	1	0
60歳以上		15	3	2	1	16	2	3	0
合計		35	8	11	3	30	6	6	1

図1-4 年齢別構成比

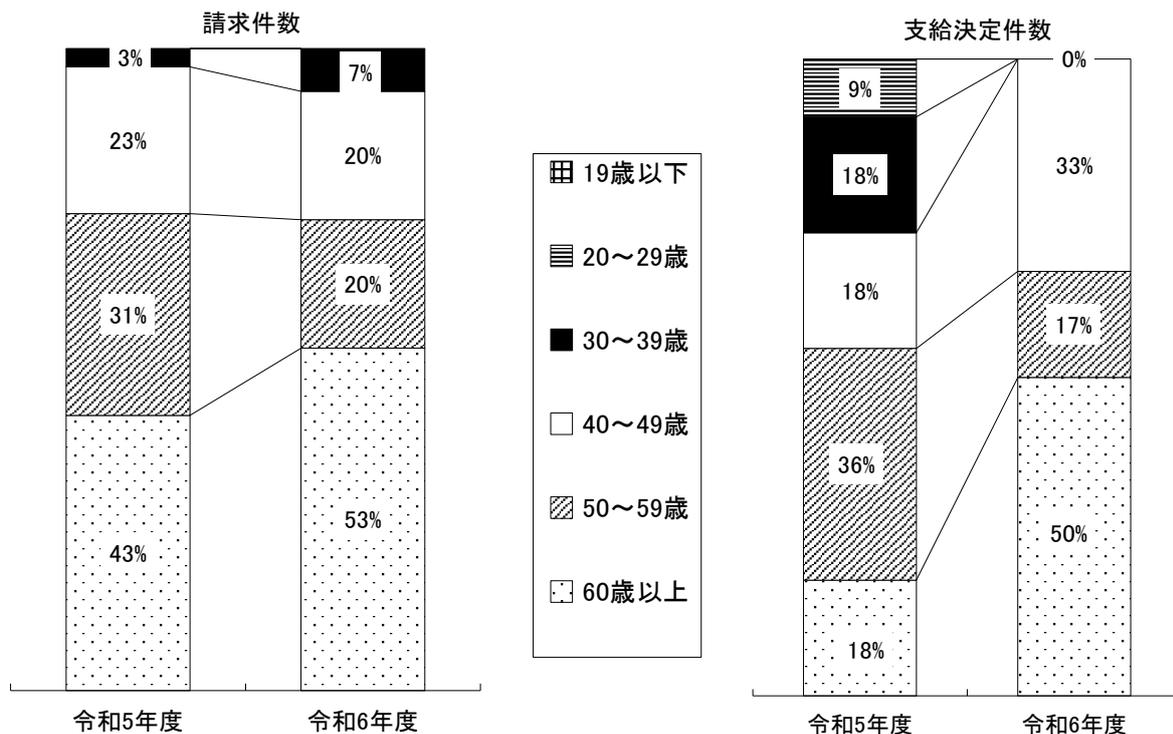


表1-5 脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和6年度	
			うち死亡
45 時 間 未 満		0	0
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		0	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		1	0
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		3	1
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		0	0
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		1	0
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		0	0
160 時 間 以 上		1	0
合 計		6	1
( 参 考 ) 支 給 決 定 件 数		6	1

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、認定要件のうち、「作業環境」により支給決定された事案の件数である。

表1-6 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和5年度				令和6年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
正規職員・従業員	17	6	9	3	21	4	5	1
契約社員	3	1	0	0	2	0	0	0
派遣労働者	0	0	0	0	0	0	0	0
パート・アルバイト	1	0	0	0	5	2	1	0
その他(特別加入等)	8	2	2	0	2	0	0	0
合計	29	9	11	3	30	6	6	1

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区 分		年 度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障害	請求件数	77	66	78	98	107
	決定件数	63	43	76	81	113
	支給決定件数 (認定率)	22 (34.9%)	14 (32.5%)	28 (36.8%)	20 (24.6%)	46 (40.7%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	2	2	1	4	4
	決定件数	6	6	3	2	4
	支給決定件数 (認定率)	4 (66.6%)	4 (66.6%)	1 (33.3%)	2 (100%)	1 (25.0%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。  
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。  
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。  
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

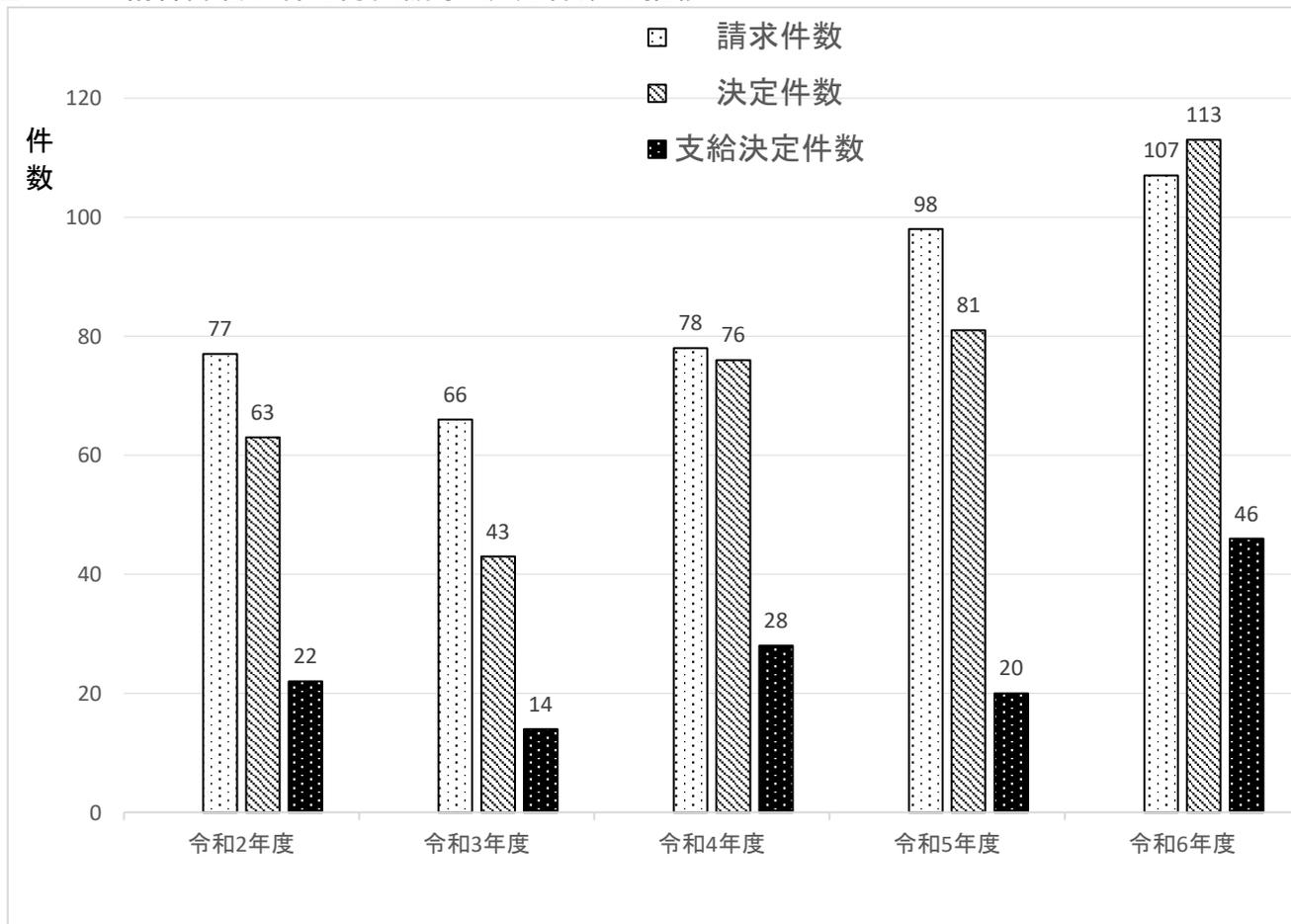


表2-2 精神障害の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	令和5年度			令和6年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業	0	1	0	1	1	0
製造業	10	10	1	11	9	4
建設業	2	3	2	6	2	0
運輸業、郵便業	9	12	5	8	11	4
卸売業、小売業	16	13	1	17	13	4
金融業、保険業	0	1	0	0	0	0
教育、学習支援業	7	4	0	4	8	4
医療、福祉	34	23	7	38	45	20
情報通信業	1	0	0	5	3	1
宿泊業、飲食サービス業	5	5	1	6	4	4
その他の事業(上記以外の事業)	14	9	3	11	17	5
合計	98	81	20	107	113	46

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

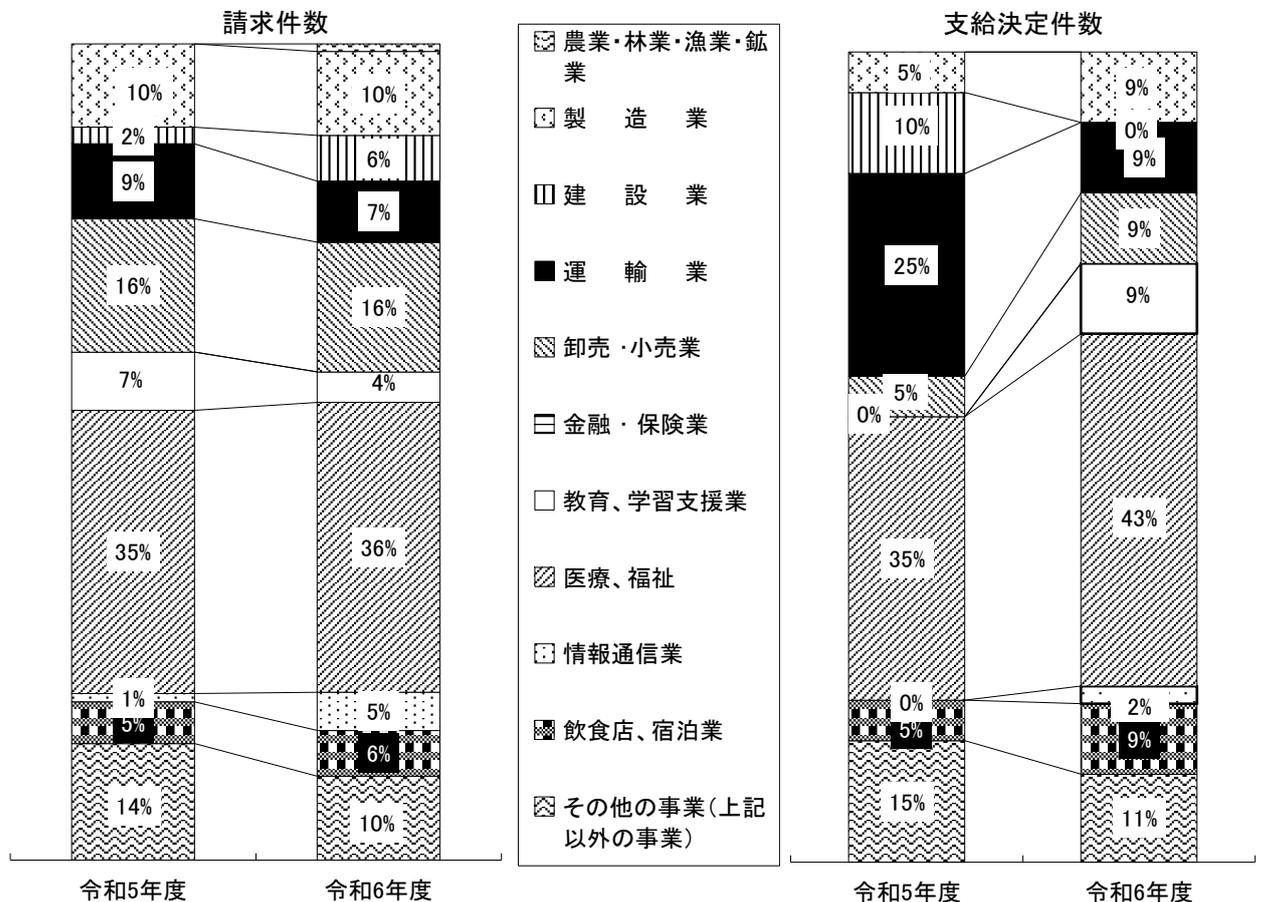


表2-3 精神障害の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

職 種	年 度	令和5年度			令和6年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		31	20	5	34	42	17
管理的職業従事者		3	0	0	4	3	2
事務従事者		17	20	7	18	16	7
販売従事者		7	6	0	11	6	2
サービス職業従事者		15	12	4	16	21	10
輸送・機械運転従事者		6	2	1	5	7	3
生産工程従事者		7	7	1	8	8	3
運搬・清掃・包装等従事者		9	11	2	6	10	2
建設・採掘従事者		0	0	0	3	0	0
その他の職種(上記以外の職種)		3	3	0	2	0	0
合 計		98	81	20	107	113	46

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図2-3 職種別構成比

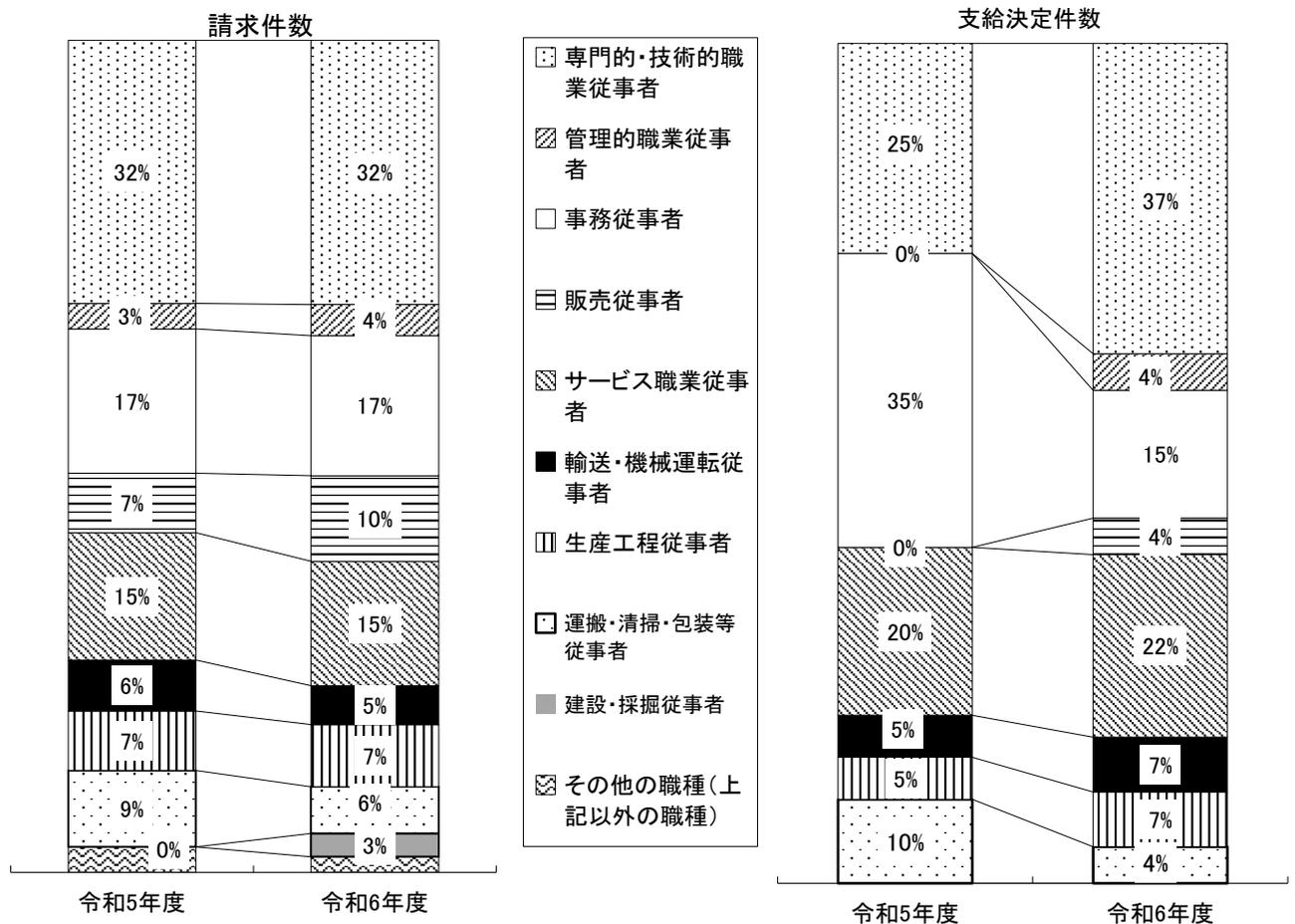


表2-4 精神障害の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	令和5年度						令和6年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
	うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち自殺 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)		うち自殺 (未遂を 含む。)	うち自殺 決定 件数	うち自殺 (未遂を 含む。)	
19歳以下	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
20～29歳	20	1	15	0	7	0	28	1	23	1	11	1
30～39歳	20	0	18	0	5	0	20	1	27	0	12	0
40～49歳	27	2	24	1	5	1	28	1	34	2	15	0
50～59歳	23	1	19	1	3	1	24	1	22	1	7	0
60歳以上	8	0	5	0	0	0	6	0	7	0	1	0
合計	98	4	81	2	20	2	107	4	113	4	46	1

図2-4 年齢別構成比

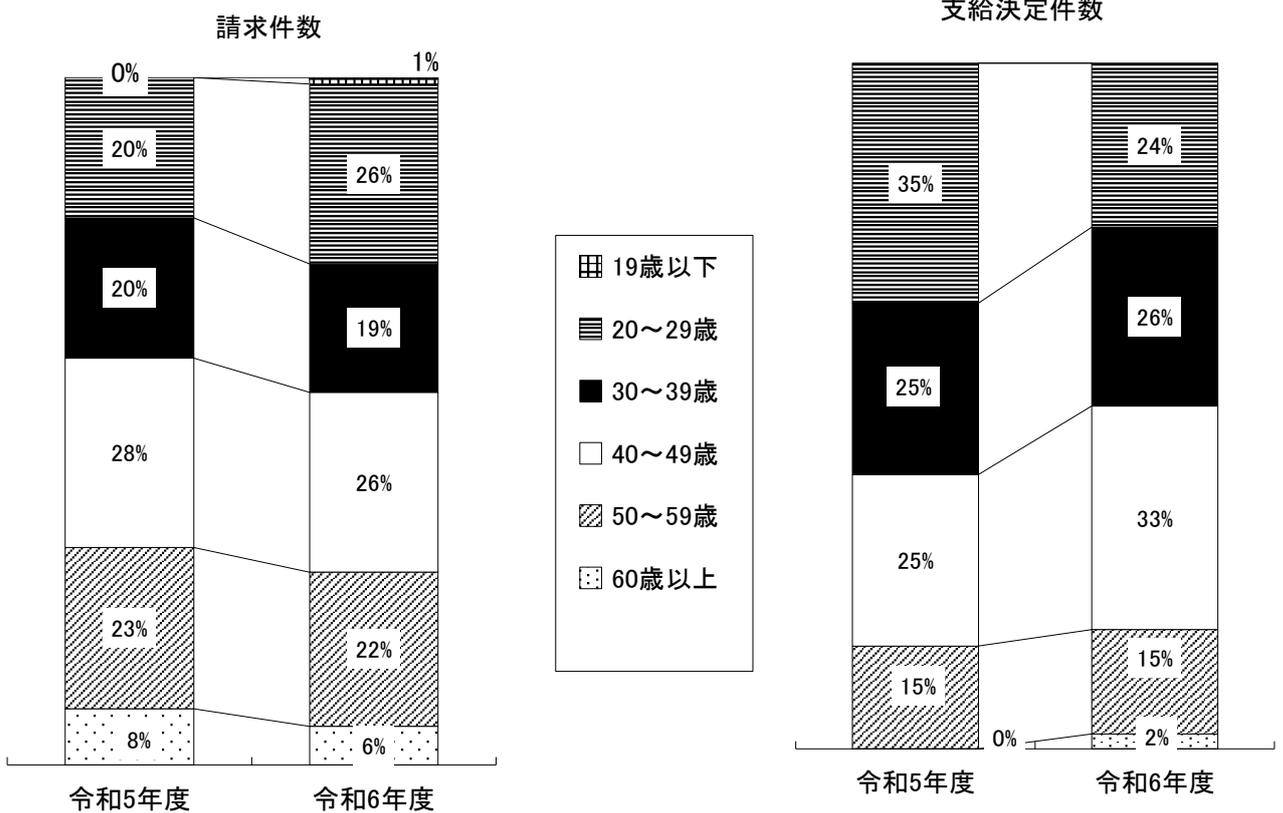


表2-5 精神障害で支給決定された事案  
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和6年度	
			うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満		4	1
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		3	0
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		5	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		0	0
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		2	0
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		0	0
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		2	0
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		0	0
160 時 間 以 上		1	0
合 計		17	1
( 参 考 ) 支 給 決 定 件 数		46	1

注 本表の合計件数と支給決定件数との差「29件」は、PTSD又は出来事による心理的負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さのみをみるまでもなく支給決定された事案等の件数である。

表2-6 精神障害の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

区分	令和5年度				令和6年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	
正規職員・従業員	64	2	17	2	85	4	34	1
契約社員	6	0	2	0	8	0	5	0
派遣労働者	2	0	0	0	4	0	2	0
パート・アルバイト	8	0	1	0	15	0	5	0
その他(特別加入等)	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	81	2	20	4	113	4	46	1

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定数一覧

出来事の類型	具体的な出来事 注1	令和5年度				令和6年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	1	0	0	0	6	0	2	0
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	4	0	1	0	3	0	2	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした								
	多額の損失を発生させるなどの重大な仕事上のミスをした					3	2	0	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	1	0	0	0				
	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された								
	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった								
	新規事業や大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった					1	0	1	0
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	5	0	3	0	1	0	0	0
	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った					1	0	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	6	1	1	1	4	0	2	0
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	4	1	2	1	2	0	2	0
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った					2	0	2	0
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した	1	0	0	0				
	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった								
4 役割・地位の変化等	退職を強要された					4	0	2	0
	転勤・配置転換等があった	3	0	0	0	2	0	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった					1	0	1	0
	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた	2	0	0	0	1	0	1	0
	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった								
	雇用契約期間の満了が迫った								
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	21	0	5	0	24	1	15	1
6 対人関係	同僚等から暴行又はひどいいじめ、嫌がらせを受けた	4	0	0	0	2	0	1	0
	上司とのトラブルがあった	13	0	0	0	25	1	2	0
	同僚とのトラブルがあった	4	0	0	0	8	0	0	0
	部下とのトラブルがあった	1	0	0	0	1	0	0	0
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた					12	0	8	0
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった								
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	9	0	7	0	7	0	3	0
8 特別な出来事 注2		1	0	1	0	2	0	2	0
9 その他 注3		1	0	0	0	1	0	0	0

注1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901号第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(以下「認定基準」という。)別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。